

著作権規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人電気学会（以下、本会という）が編集または発行する著作物の著作権に関する基本的事項を定める。

(用語)

第2条 この規程において、用いる用語の定義は次の各号の通りとする。

1. 著作権 日本国著作権法（平成17年6月29日改正、平成17年11月1日施行）第21条から第28条までに規定されたすべての権利をいう。
2. 著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定された著作物をいう。
3. 著作者 著作権法第2条第1項第2号に定める著作物を創作する者をいう。

(著作権の帰属)

第3条 本会が編集または発行する著作物の著作権は、原則として本会に帰属させる。これにより、著作者自身を著作権管理に関わる事項から解放、また著作物の周知性の向上を支援するなど、著作者の便益の拡大を図り、また本会が独立した団体として、企業やその他の団体または個人と著作権に関わる交渉ができるようにする。

(著作権の譲渡)

第4条 著作者から本会への著作権の譲渡は、著作者が本会の著作権に関する規程内容を確認して、著作権譲渡書を添付の上、投稿または寄稿することによって成立する。

2. 著作権譲渡書提出後に、当該著作物が掲載不可となった場合は、その時点で著作権譲渡書は無効とする。

(著作権利用の許諾)

第5条 本会に帰属する著作権を利用する場合は、本会の許諾を必要とする。許諾は、原則として事前に文書によるものとする。

2. 著作者自身が、自分の用途のために自分の著作物の全部または一部を複製して利用する場合は、営利を目的とする場合を除き前項の許諾を必要とせず、また、本会は原則的に異議の申し立てを行ったり妨げたりすることはない。
3. 著作者以外の個人または団体が、本会に帰属する著作権の全部または一部を主として営利目的に利用する場合、本会は別に定める使用料金の支払いを受けて許諾する。

(著作者の責任)

第6条 本会が編集または発行する著作物の内容については、その著作者自身が責任を負うものとする。

2. 本会が編集または発行する著作物が他人から著作権侵害として提訴され、もしくは当該侵害に関し紛争が生じた場合、あるいは他人の名誉を傷つける等の紛争が生じた場合は、原則としてその著作者が責任を負いまたは処置するものとする。

(侵害排除等)

第7条 他人から著作権が侵害された場合は、本会が当該著作者と協力してその侵害を排除する等これを処置する。

2. 前項の著作者は、他人から著作権の侵害等を受けたことを知った場合は、速やかに本会に通知するものとする。

(既発行の著作物の取り扱い)

第8条 この規程の施行以前に本会が編集または発行した著作物については、この規程の各号を準用する。

付則

1. 著作権に関し、本規程に規定されていない事項については「著作権法」に拠る。
2. 本会発行の著作物は、次を主たるものとする。
 - (1) 会誌（学会誌、部門誌、共通英文論文誌）
 - (2) 各種大会論文集（全国大会、部門大会、支部連合大会、国際会議など）
 - (3) 研究会資料
 - (4) 電気工学ハンドブック、分野別ハンドブック
 - (5) 教科書、技術報告、単行本
 - (6) シンポジウム論文集
 - (7) その他、会員や一般に頒布もしくはホームページで提供するもの
3. この規程の実施に関して必要となる細則については、それぞれ関連の規程類の中で定めるものとする。
4. 本規程は、平成12年1月26日、理事会において承認制定。
5. 本規程は、平成12年1月26日より施行する。
6. 本規程は、平成19年3月7日、理事会において一部改正。

【参考】

著作権規程第2条に記載されている著作権法の条文は、以下の通りです。

日本国 著作権法（平成17年6月29日改正，平成17年11月1日施行）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- 二 著作者 著作物を創作する者をいう。

(複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

(上演権及び演奏権)

第二十二条 著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。

(上映権)

第二十二条の二 著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有する。

(公衆送信権等)

第二十三条 著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

(口述権)

第二十四条 著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。

(展示権)

第二十五条 著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。

(頒布権)

第二十六条 著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。

2 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。

(譲渡権)

第二十六条の二 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。以下この条において同じ。）をその原作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。）の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。

- 一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物
- 二 第六十七条第一項若しくは第六十九条の規定による裁定又は万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第一項の規定による許可を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物
- 三 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された著作物の原作品又は複製物
- 四 国外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又は複製物

(貸与権)

第二十六条の三 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

(翻訳権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)

第二十八条 二次的著作物の原著作者の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

著作権法 第六十七条 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

著作権法 第六十九条 商業用レコードが最初に国内において販売され、かつ、その最初の販売の日から三年を経過した場合において、当該商業用レコードに著作権者の許諾を得て録音されている音楽の著作物を録音して他の商業用レコードを製作しようとする者は、その著作権者に対し録音又は譲渡による公衆への提供の許諾につき協議を求めたが、その協議が成立せず、又はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払って、当該録音又は譲渡による公衆への提供をすることができる。

万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年四月二十八日法律第八十六号）
第五条 万国条約に基いて著作権法による保護を受けている文書の最初の発行の日の属する年の翌年から起算して七年を経過した時までには、翻訳権を有する者又はその者の許諾を得た者により、日本語で、その文書の翻訳物が発行されず、又は発行されたが絶版になつている場合において、次の各号の一に該当するときは、日本国民は、政令の定めるところにより、文化庁長官の許可を受けて、日本語でその文書の翻訳物を発行することができる。ただし、その発行前に、政令の定めるところにより、文化庁長官の認可を受けた公正なかつ国際慣行に合致した補償額の全部又は一部を、翻訳権を有する者に支払い、又はその者のために供託しなければならない。

- 一 翻訳権を有する者に対し翻訳し、かつ、その翻訳物を発行することの許諾を求めたが拒否されたとき。
- 二 相当な努力を払ったが翻訳権を有する者と連絡することができなかつたとき。

以上